

多度津港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する掲示

本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所は、次に掲げる場所とする。

- 1 保税地域前面の岸壁又は物揚場（ただし、当該保税地域に出し入れされる貨物に限る。）
- 2 多度津造船1、2号ドルフィン、今治造船2、3、5号栈橋、今治造船新栈橋及び栈橋（ただし、当該岸壁若しくは栈橋に維けい中の船舶に積卸される船用品、携帯品及び託送品に限る。）